

岡崎市医師会 気象等における警報及び特別警報発令時の対応

1. 休診気象条件

暴風警報または特別警報発令時

2. 警報が発令された場合の休診判断基準（受付時間 2 時間前の判断）

在宅当番（休日祝日当番医）の対応		夜間急病診療所の対応
午前の診療 (9:00~12:00)	午後の診療 (14:00~17:00)	
当日の 7:00 の時点で警報が発令されている場合(※1)	当日の 12:00 の時点で警報が発令されている場合(※2)	17:30 の時点で警報が発令されている場合(※3)
7:00 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了	12:00 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了	17:30 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了
(※1)7:00 以降に警報が解除されても午前診療は休診	(※2)12:00 以降に警報が解除されても午後診療は休診	(※3)17:30 以降に警報が解除されても休診

3. 開始日：令和 2 年度より